

事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を図ることが目的です。

## 社会保険労務士制度とは

社会保険労務士は、事業主や労働者の要望に応え、労働社会保険関係の法令やその取扱いに精通し、適切な労務管理その他労働社会保険に関する相談・指導を行う専門家です。

この制度は、昭和43年6月3日に法律第89号により、労働社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を目的とする社会保険労務士法として定めされました。

当時の社会保険労務士法案の趣旨説明によると、「社会経済の進展に伴い、労働社会保険関係の法規はその重要度を増すとともに、その内容も次第に複雑かつ専門的なものとなりつつあります。一方、今後の経済成長と労働力不足傾向を考えますと、労務問題の重要性は将来ますます高まり、特に中小企業における労務管理の近代化が切実な問題となってくると思われます。このため、これら労働社会保険関係の法規に通暁し、適切な労務指導を行い得るような専門家が多く生まれることはきわめて望ましいこと」とされております。

社会保険労務士は、このように法制定当時から今日まで、一貫して労働社会保険諸法令の専門家としての期待を担っており、また、司法の分野における活躍を期待されていることから、その役割は今後さらに一層高まっていくものと思われます。

